

【協議事項(2)】**病床の医療機能の変更を予定している医療機関の
取扱について****1 第12回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議 (R2.10.12)****協議結果**

＜ 病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱 ＞

「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，議長及び高度急性期及び急性期専門部会長又は回復期専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。

- (1) 疑義のあるもの：専門部会（又は調整会議）への出席及び説明を求め，協議する。
- (2) 疑義のないもの：専門部会（又は調整会議）で書面により協議する。

2 第6回部会長等会議における協議結果 (R3.7.19)

上述の取扱には，修文及び追記が必要な部分があるため，修正案（2ページ）について協議し，修正案のとおりと決定した。

3 修正案

- 現行では、専門部会の中で高度急性期及び急性期専門部会長又は回復期専門部会長に相談することとなっており、慢性期及び在宅医療部会長に相談する規定が無い。
 - 「病床数が増減する専門部会長」に相談する旨及びそれに即した必要な修文とする。
- 現行では、「疑義のある場合」の定義が規定されていない。
 - 「（前略）一人でも疑義のある場合」と規定する旨を追記する。
- 調整会議設置要綱及び専門部会運営要領において、専門部会で専門的に協議し、それを受けて調整会議で協議することを整理済みである。
 - 協議の場を「専門部会」のみとし、必要な修文を行う。

変 更 (案)	現 行
<p>第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和3年8月12日）決定事項</p> <p><病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱></p> <p>「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。</p> <p>(1) 疑義のあるもの： 専門部会への出席及び説明を求め，協議する。</p> <p>(2) 疑義のないもの： 専門部会で書面により協議する。</p> <p>なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。</p>	<p>第12回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和2年10月12日）決定事項</p> <p><病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱></p> <p>「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，議長及び高度急性期・急性期専門部会長又は回復期専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。</p> <p>(1) 疑義のあるもの： 専門部会（又は調整会議）への出席及び説明を求め，協議する。</p> <p>(2) 疑義のないもの： 専門部会（又は調整会議）で書面により協議する。</p>